# 2 救助・救急及び消火活動の実施

[ 関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.36]

(注)本分野においては、法令の定めや既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

#### (1)基本方針

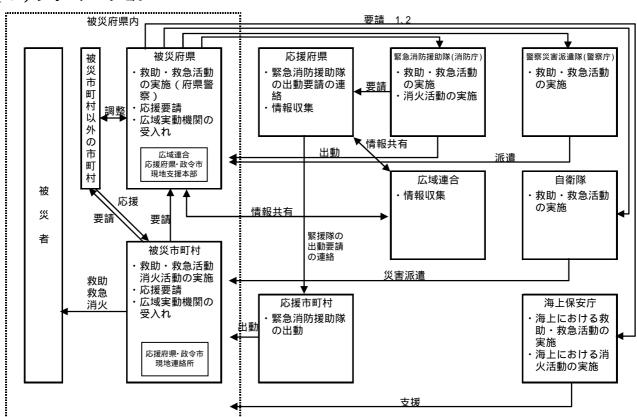
救助・救急及び消火活動に関する応援・受援活動は、基本的に消防、警察、自衛隊、海上保安庁の枠組みにより実施される。

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、住民の生命・身体の安全を守るため、 人命救助・救急、大規模火災に関する情報を収集し、広域実動機関の求めに応じ、必要な支援 を行う。

## (2)応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	国の関与により派遣調整が行われる要員 野急消防援助隊(消防庁) 警察災害派遣隊(警察庁)		
	国が派遣する要員 自衛隊 海上保安庁		
応急対応期 (避難所期)			
· 復 旧 期 (仮設住宅期)			

#### (3)フォーメーション



- 1 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。
- 2 自衛隊に対する要請は、自衛隊法第83条による、都道府県からの災害派遣要請を意味する。

# (4)オペレーション

被災市町村	被災府県	広域連合	応援府県	応援市町村	関係広域機関等
動、消火活動の 実施	→ a 救助・救急活動 の実施(府県警察) → b 応援要請		a 緊急消防援助隊 ◆ の出動要請の連	a 緊急消防援助隊	→ a 緊急消防援助隊 — (消防庁)
_			め山勤安萌の注 <u></u> 絡	の出動	
<b>-</b>				(関西圏域外から	<u>出動</u> )
	(被	災府県の公安委員会が要請	)		b 警察災害派遣隊
					(警察庁)
<b>←</b>					<del>→→</del> c 自衛隊
<b>←</b>	_				d 海上保安庁
c 広域実動機関の <del>◆</del> 受入れ	→ c 広域実動機関の 受入れ	a 情報収集   ◆─	→ b 情報収集		

## 被災市町村の業務

	項目	内 容	
а	救助・救急活動、消 火活動の実施	消防機関、住民、自主防災組織等で協力して救助・救急活動、消火活 動を行う。	
b	応援要請	自市町村で救助・救急活動、消火活動が困難な場合は、被災府県を通 じて他の自治体及び広域実動機関へ応援を要請する。	
С	広域実動機関の受入 れ	緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の部隊の応援を受ける場合は、これらの展開、宿営等の拠点の確保を図り、被災現場への誘導・ 案内を行う。	

# 被災府県の業務

	1000 4110-11-1-14-01-	
項目		内 容
а	救助・救急活動の実 施	府県警察は、被災市町村と連携し救助・救急活動を行う。
b	応援要請	被災市町村から救助・救急活動、消火活動の応援要請があった場合は、 管内市町村の消防機関へ応援を要請する。 自府県で救助・救急活動、消火活動が困難な場合は、消防庁長官に緊 急消防援助隊の出動を要請する。 自府県で救助・救急活動が困難な場合は、警察庁に警察災害派遣隊の 出動を要請する。 自府県で救助・救急活動が困難な場合は、自衛隊に災害派遣を要請す る。 自府県で海上における救助・救急活動、消火活動が困難な場合は、海 上保安庁に支援を要請する。
С	広域実動機関の受入 れ	緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の部隊の応援を受ける場合は、これらの展開、宿営等の拠点の確保を図り、被災現場への誘導・
		案内を行う。

# 広域連合の業務

項目	内 容
a 情報収集	人的被害の状況や広域実動機関の派遣状況など救助・救急活動、消火 活動に関する情報を収集する。

## 応援府県の業務

	項目	内 容
а	緊急消防援助隊の出	消防庁長官から緊急消防援助隊の出動要請があった場合は、応援市町
	動要請の連絡	村にその旨を連絡する。
b	情報収集	人的被害の状況や広域実動機関の派遣状況など救助・救急活動、消火
		活動に関する情報を収集する。

## 応援市町村の業務

項目		内 容
а	緊急消防援助隊の出	消防庁長官からの出動要請に基づき、緊急消防援助隊を出動させる。
	動	

### 関係広域機関等の業務

	機関・団体名	内 容
а	緊急消防援助隊(消 防庁)	消防庁からの出動要請に基づき、救助・救急活動、消火活動を行う。
b	警察災害派遣隊(警察庁)	被災府県からの出動要請に基づき、救助・救急活動を行う。
С	自衛隊	被災府県からの派遣要請に基づき、救助・救急活動を行う。
d	海上保安庁	被災府県からの支援要請に基づき、海上における救助・救急活動、消 火活動を行う。

### <留意事項>

## (消防機関と医療機関の連携)

迅速な医療活動の実施による救命率の向上のためにも、救出・傷病者情報の共有、被災地への 出動手段等、消防機関(救急隊員)と医療機関(医師・看護師等)が連携して救助・救急及び 医療活動を実施することが重要である。

## (広域実動機関受入拠点の整備)

府県及び市町村は、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊などの広域実動機関を受け入れる拠点の整備を推進するとともに、長期災害対応を支援するために当該拠点施設が備えるべき機能を充実させる必要がある。

## 【機能の例】

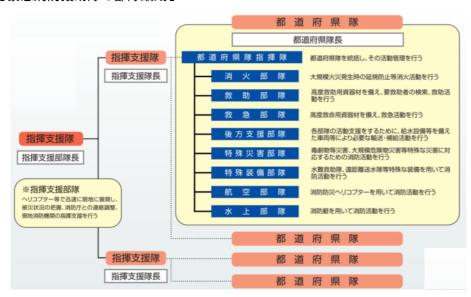
【 代表 目已 (ノ) [グ] 】	
機能	標準的な施設・設備
災害対策本部又はその補完機能	ア 災害対策本部室及び作戦室
	イ 資料・情報収集・分析室
	ウ 通信設備
ベースキャンプ機能	ア 宿泊・待機休息施設
	イ ヘリコプター駐機、車両等駐車施設
	ウ 電源供給施設
	エ 生活用水(上下水)供給・処理施設
	オ 洗濯・乾燥施設
	力 給食施設
	キ シャワー・入浴施設
応急救護機能	ア 救護スペース
	イ 医薬品等備蓄
備蓄物資供給機能	ア 食糧・飲料水、生活用品等備蓄施設
	イ 車両等燃料備蓄施設
	ウ ヘリコプター燃料備蓄施設
	工 災害活動用資機材備蓄施設
	オ 車両、資機材等整備・補修施設
	カ 物資等輸送·運搬車両
海外救助活動要員受け入れ機能	ア 宿泊・待機休息施設
	イ 装備品等保管施設
	ウ 通訳・活動調整機能

出典: 平成 24 年 5 月 21 日消防 庁報道資料「緊急消防援助 隊活動拠点施設に関する 調査報告書」の概要

### 緊急消防援助隊の概要

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に、全国の消防機関による応援を速やかに実施するため、平成7年度に創設され、平成16年4月には消防組織法に基づく部隊となった。同援助隊は、指揮支援部隊、都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、特殊災害部隊、特殊装備部隊、航空部隊、水上部隊と多伎にわたる精鋭部隊から構成されている。

#### 【緊急消防援助隊の部隊編成】

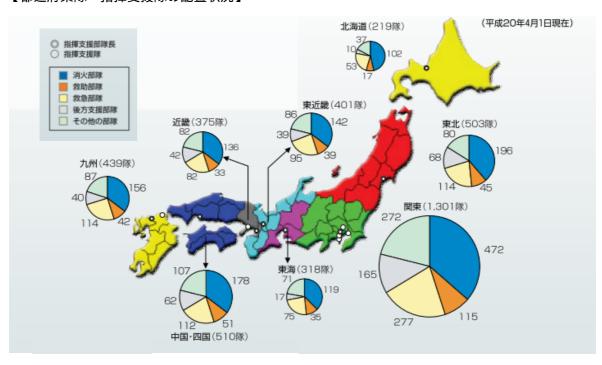


緊急消防援助隊は、都道府県単位に部隊(都道府県隊)を編成し、各都道府県隊をまとめるために、指揮支援隊を設置している。指揮支援隊は、東京消防庁及び13政令指定都市の消防本部を指定しており、指揮支援隊をまとめるために、出動区ごとに指揮支援部隊長を指定している。

北海道 - 札幌市消防局 東海 - 名古屋市消防局 中国・四国 - 広島市消防局

東北 - 仙台市消防局 東近畿 - 京都市消防局 九州 - 福岡市消防局 関東 - 東京消防庁 近畿 - 大阪市消防局

#### 【都道府県隊・指揮支援隊の配置状況】



2 救助・救急及び消火活動の実施

緊急消防援助隊の出動計画には次の2パターンがある。

基本的な出動計画に基づく対応

消防庁長官から「出動の要請」又は「出動の指示」を受けた場合、迅速に出動できるように予め計画を定めている。

具体的には、被災した都道府県ごとに一次的に応援出動する第一次出動都道府県と、さらに応援が必要となった場合に二次的に出動する、出動準備都道府県を定めている。

#### 各アクションプランによる対応

「東海地震」、「首都直下地震」、「東南海・南海地震」等の大規模地震では、被害が甚大で広域に及ぶため、基本的な出動計画に基づく対応では不十分であるため、全国規模での応援出動を行うこととしている。

#### 【緊急消防援助隊の出動計画】



出典:パンフレット「緊急消防援助隊」(消防庁)

### 消防組織法(昭和22年法律第226号)(抜粋)

(非常事態における消防庁長官等の措置要求等)

- 第44条 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村(以下この条において「災害発生市町村」という。)の消防の応援又は支援(以下「消防の応援等」という。)に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。
- 2 消防庁長官は、前項に規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(略)

- 4 消防庁長官は、第1項又は第2項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、 広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、 緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生 市町村 以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。この場合に おいて、消防庁長官は、第1項の場合にあっては当該応援出動等の措置をとることを求めた市町村の 属する都道府県の知事に対し、第2項の場合にあっては当該都道府県の知事及び当該災害発生市町村 の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
- 5 消防庁長官は、第1項、第2項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、次条第1項に規定する緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事及び当該出動のため必要な措置をとることを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(略)

#### (緊急消防援助隊)

第45条 緊急消防援助隊とは、前条第1項、第2項若しくは第4項の規定による求めに応じ、又は同条第5項の規定による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。

## 警察災害派遣隊の概要

国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合に、被災地又は被災が予想される地域において活動する部隊として、警察災害派遣隊が派遣される。

災害対処のため、平成7年6月に広域緊急援助隊が創設され運用されていたが、東日本大震災の教訓をもとに部隊を拡充し平成24年5月に設置された。



出典:災害に係る今後の危機管理体制について (H24.3 警察庁)

警察法 (昭和 29 年法律第 162 号 ) (抜粋 )

(援助の要求)

- 第60条 都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。
- 2 前項の規定により都道府県公安委員会が他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ(やむを得ない場合においては、事後に)必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。
- 3 第1項の規定による援助の要求により派遣された警察庁又は都道府県警察の警察官は、援助の要求をした都道府県公安委員会の管理する都道府県警察の管轄区域内において、当該都道府県公安委員会の管理の下に、職権を行うことができる。

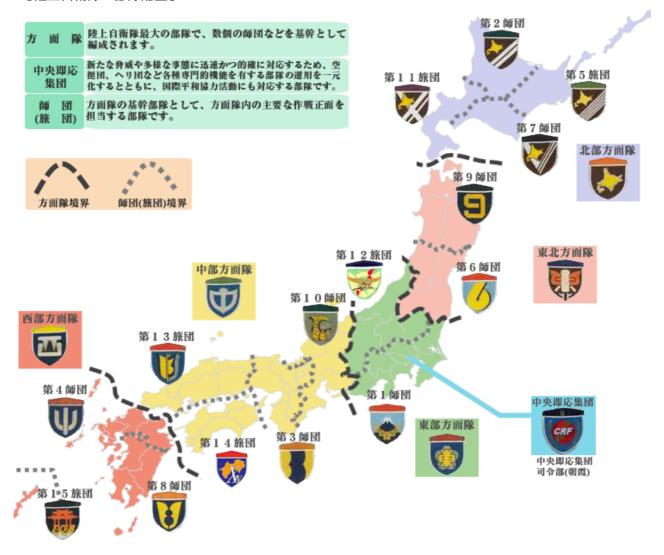
## 自衛隊災害派遣の概要

自衛隊は、天災地変その他災害に対して人命または財産の保護のため必要があると認められる場合は、都 道府県知事等の要請(ただし、特に緊急を要する場合は、要請を待たずに)に基づき、防衛大臣またはその 指定する者の命令により派遣され、捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送など、様々な 災害派遣活動を行う。また、自然災害の他、航空機や船舶の事故等の救援、医療施設に恵まれない離島など では救急患者の輸送などにも当たっている。

#### 【災害発生から派遣までの流れ】



### 【陸上自衛隊の部隊配置】



出典:陸上自衛隊ホームページ

## 自衛隊法(昭和29年法律第165号)(抜粋)

#### (災害派遣)

- 第83条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。
- 2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- 3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、 部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。
- 4 第1項の要請の手続は、政令で定める。
- 5 第1項から第3項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2条第4項 に規定する武力攻撃災害及び同法第 183 条 において準用する同法第 14 条第1項 に規定 する緊急対処事態における災害については、適用しない。

## 海上保安庁による災害応急対策の概要

海上保安庁は、防災に関しとるべき措置などを規定した「海上保安庁防災業務計画」等に基づき、自然災害や事故災害に対し、常に迅速かつ的確に対応できるよう努めている。

各地域にて実施される防災訓練を通じて、地方公共団体、地方行政機関等の関係機関との連携を強化するとともに、沿岸部等における風水害、地震災害等の自然災害発生時においても、要請等に応じて災害応急対策を実施することとしている。

東日本大震災においては、海上部及び陸上部の孤立者の救助、行方不明者の捜索、緊急輸送路の確保、被 災港湾の測量、航路標識の復旧、漂流船舶の曳航救助、航路障害物の除去、被災者支援等の震災対応業務が 行われた。

#### 【東日本大震災対応業務の状況】

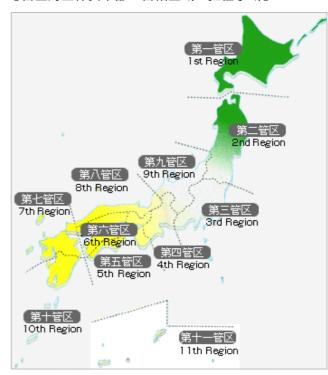


孤立者の救助(撮影:海上保安庁)



行方不明者の捜索(撮影:海上保安庁)

#### 【管区海上保安本部の管轄区域と担任水域】



出典:海上保安庁ホームページ

## 海上保安庁防災業務計画(平成24年3月 海上保安庁)(抜粋)

#### 第3章 災害応急対策

第4節 災害が発生したときの災害応急対策

(略)

- 第6 海難救助等(略)
- 第7 緊急輸送(略)
- 第8 物資の無償貸付又は譲与(略)
- 第9 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施するものとする。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用について配慮するものとする。
  - (1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を設備しているヘリコプター搭載型 巡視船等を当たらせる。
  - (2) 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
  - (3) その他の支援活動については、その都度本庁と協議の上決定する。
- 第10流出油等の防除等(略)
- 第11海上交通安全の確保(略)